

交 企 第 1 7 号
令和 7 年 2 月 26 日

公 益 社 団 法 人
福 島 県 ト ラ ッ ク 協 会 長 様

福 島 県 警 察 本 部 交 通 部
交 通 企 画 課 長
(公 印 省 略)

飲酒運転根絶に向けた協力依頼について

謹啓 時下、貴協会におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から警察行政の各般にわたりまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、1月22日（水）の早朝、郡山市駅前地内において、飲酒運転の自動車が青信号で横断歩道を横断していた10代の女性歩行者と衝突し、歩行者の方が亡くなるという、非常に悪質な違反をともなう交通死亡事故が発生し、全国に大きな衝撃を与えたにも関わらず、その後も公務員による飲酒運転や営業ナンバーにおける業務中の飲酒運転など、飲酒運転による事故や事件が33件（概数）発生するなど、県民の飲酒運転に対する遵法精神の希薄さが浮き彫りとなるような事故が多発しています。

貴協会におかれましては、これまでも協会傘下の会員に対し、飲酒運転の禁止をはじめとした交通法令遵守、交通事故防止等について、御指導いただいているところですが、改めて、貴協会傘下の会員の皆様に対し、業務で車両を運転する場合はもとより、私用で車両を運転する場合にも飲酒運転は絶対にしないよう御教示いただきますようお願い申し上げます。

特に

- 飲酒運転の禁止など基本的な交通法規を遵守すること
- 二日酔いによる飲酒運転を防止するため、業務前後の検知器を活用したアルコール確認のみならず、自宅を出発する際におけるアルコールチェックを推進すること
- 飲酒運転のみならず、飲酒している者に車両を貸与すること、運転する者にアルコールを提供すること、飲酒運転の車に同乗することも禁止されていること

についての教養を継続的に実施していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、県警察としましては、飲酒運転を根絶すべく、2月19日に「飲酒運転根絶サイト」を立ち上げ、飲酒運転の危険性を訴えるマンガや動画などを掲載していることから、

各種講習や社内教育などにおいて、ご活用願います。

なお、「飲酒運転根絶サイト」については、県警察の公式ホームページのトップページのほか、下記二次元バーコードからもアクセスできますので、ご利用ください。

謹白

(連絡先 交通企画課交通安全補佐 田中024-522-2151 (内線5032))

～飲酒運転根絶サイト～

